

被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例申告書

令和 年 月 日

(あて先) 加賀市長

(申告者)

住所又は所在地 〒

氏名又は名称

電 話 — —

個人番号又は法人番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

令和6年能登半島地震により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得又は改良した償却資産に対し、地方税法第349条の3の4に規定する課税標準の特例の適用を受けるため、関係資料を添えて申告します

記

1 所有者の氏名(名称)・住所(所在地)・資産所在地

	氏名又は名称	住所又は所在地	資産所在地
代替償却資産			
被災償却資産			

※ 代替償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産に代わるものとして取得した資産又は改良した資産（改良した資産は、当該資産の改良部分）をいいます
被災償却資産：災害により滅失又は損壊した償却資産をいいます

2 代替償却資産の種類別内訳

資産の種類	数量	取得価額	(円)
構築物			
機械及び装置			
船舶			
航空機			
車両及び運搬具			
工具、器具及び備品			
合計			

1 特例対象者

- (1) 被災償却資産の所有者
- (2) 売主が所有権を留保している場合における被災償却資産の買主
- (3) 被災償却資産の所有者に相続が生じた場合はその相続人
- (4) 被災償却資産の所有者に合併または分割が生じた場合は合併後存続する法人もしくは合併により設立された法人または分割により被災家屋に係る事業を承継した分割承継法人

※被災償却資産の所有者とは、令和 6 年 1 月 1 日現在の所有者をいいます

2 被災償却資産の要件

令和 6 年能登半島地震により滅失または損壊した償却資産であること
除却または売却等の処分がなされていること。

3 代替償却資産の要件

- (1) 被災償却資産に代わるものとして取得した償却資産

※原則として被災償却資産と種類が同一であるもの及び使用目的または用途が同一のものに限ります。

- (2) 被災償却資産を復旧または補強を行った場合における改良費（資本的支出）に該当するもの

4 取得期限

令和 6 年 1 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に取得又は改良されたもの

5 特例率

取得又は改良が行われた日後最初に固定資産税を課することとなった年度から 4 年度分に限り、課税標準額を 2 分の 1 に軽減します

(地方税法第 349 条の 3 に規定する課税標準の特例措置が適用される場合には、重ねて適用されます)

6 提出書類

- (1) 被災代替償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例申告書
- (2) 代替償却資産対照表
- (3) 被災償却資産が令和 6 年能登半島地震により滅失又は損壊した旨を証する書類（被災状況写真、廃棄証明書（マニフェスト）、見積書・領収書 等）
- (4) その他
代替償却資産の取得者が被災償却資産の所有者と異なる場合、関係を証する書類
・相続人の場合：戸籍謄本(写)等
・合併後存続する法人、若しくは合併により設立された法人、又は分割承継法人の場合：法人登記簿謄本(写)等

※必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります

7 提出期限

代替償却資産を取得又は改良を行った翌年の 1 月 31 日（償却資産申告書と併せてご提出ください）

8 提出先

〒922-8622 加賀市大聖寺南町ニ 4 1 番地 加賀市役所 税料金課 固定資産税グループ